

469

D164

様式44

令和6年 10月 28日

三重県知事 殿

伊勢市倭町132番地

医療法人 徳田内科

理事長 徳田 敦

電話 0596 (28) 8425

決 算 届

令和 5年 9月 1日から 令和 6年 8月 31日までの決算を終了したので、
医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年 9月 1日 至 令和6年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人徳田内科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県伊勢市倭町132番地
- (3) 設立認可年月日 平成 5年11月22日
- (4) 設立登記年月日 平成 5年12月21日

2 事業の概要

(1) 本来業務

診療所

徳田ファミリークリニック

2410805309

三重県伊勢市倭町132番地

許可病床数 0

(2) 附帯業務 なし

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年10月25日	令和4年度決算の決定
令和 6年 8月24日	理事、監事の選任
令和 6年 8月24日	次年度の事業計画及び収支予算の決定

(4) その他

様式 2

法人名 医療法人 徳田内科
所在地 伊勢市倭町132番地

※医療法人整理番号 10164

財 産 目 録
(令和 6 年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	128,362 千円
2. 負 債 額	117,185 千円
3. 純 資 産 額	11,177 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	47,850
B 固 定 資 産	80,512
C 資 産 合 計 (A+B)	128,362
D 負 債 合 計	117,185
E 純 資 産 (C-D)	11,177

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 (医) 徳田内科
所在地 伊勢市倭町 1 3 2

※医療法人整理番号 D 1 6 4

貸 借 対 照 表
(令和 6年 8月31日 現在)

(単位: 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	47,850,493	I 流 動 負 債	37,780,355
II 固 定 資 産	80,512,277	II 固 定 負 債	79,405,018
1 有 形 固 定 資 産	79,457,960	負 債 合 計	117,185,373
2 無 形 固 定 資 産	1,054,317	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000,000
		II 利 益 剰 余 金	1,177,397
		純 資 産 合 計	11,177,397
資 産 合 計	128,362,770	負債及び純資産合計	128,362,770

法人名 (医) 徳田内科
所在地 伊勢市倭町132

※医療法人整理番号 D164

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月31日)

(単位: 円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 医 業 収 益	107,834,405
2 医 業 費 用	119,780,648
本 来 業 務 事 業 損 失	11,946,243
医 業 損 失	11,946,243
II 医 業 外 収 益	1,258,269
III 医 業 外 費 用	2,104,018
経 常 損 失	12,791,992
税 引 前 当 期 純 損 失	12,791,992
法 人 税 等 負 担 額	71,880
当 期 純 損 失	12,863,872

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 徳田内科
理事長 徳田敦 殿

私は、医療法人徳田内科の 令和5会計年度（令和5年 9月 1日から 令和6年 8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月25日

医療法人徳田内科

監事 福森泰

